

傍聴要領

埼玉県公共事業評価監視委員会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する場合は、委員会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、開会の30分前から開始します。なお、開会の15分前において傍聴希望者が定員を超える場合は、傍聴の受付を締め切り、抽選を行います。
- (3) 開会の15分前以降、空きがある場合は先着順とします。
- (4) 傍聴者の定員は5人とします。なお、報道関係者については原則1社1名とし、定員には含みません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、庶務係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が下記3の規程に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、会長が退場を命じることがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道関係者による議事に入る前までの会議冒頭の写真撮影等は認めます。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。